

# 青森県報

第二千四百四十一号

平成十七年  
二月十六日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更	(振) 市 興町 課 村	一
右 同	( 同 )	一
字区域の変更	( 同 )	一
生活保護法による介護機関の指定	(政) 健康 策 福 社 課	二
右 同	( 同 )	二
青森県立保健大学の食堂施設及び売店施設の使用料の額の一部改正	( 同 )	三
種畜の臨時検査の施行	(畜) 産 課	三
保安林の指定解除予定	(林) 政 課	三
換地処分	(農) 村 整 備 課	四
出先機関		
土地改良事業の工事の完了	(農) 事 務 所 林 水 産 方	四
土地改良区の役員の内任及び退任	(農) 事 務 所 林 水 産 方	四
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事) 務 局	五
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	( 同 )	五

政治資金規正法による政治団体の解散の届出	( 同 )	六
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	( 同 )	七
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	( 同 )	七

### 正 誤

平成十七年二月七日定例告示中	(道) 路 課	七
平成十六年五月三十一日定例選挙管理委員会中	(選) 管 理 委 員 会 事 務 局	八

## 告 示

### 青森県告示第百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、青森市長から青森市の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を青森市大字六枚橋字磯打に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十七年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森市大字六枚橋字磯打二〇の五、二一の二から二一の四まで、二二の三、二五の一四、二五の五四、二五の五六の地先公有水面埋立地 一、一三一・二二平方メートル

### 青森県告示第百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、三厩村長から三厩村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を三厩村字本町に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十七年二月十六日

東津軽郡三厩村字本町八、一六及びこれらの区域に介在する水路である国有地の地先公有水面埋立地 一、〇〇〇・〇〇〇平方メートル

青森県告示第百二二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、田子町長から田子町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十七年二月十七日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

三戸郡田子町

大字田子字上似田二八に隣接する道路である国有地の一部を大字田子字大王橋場に編入する。

大字田子字大王橋場一の一部、大字田子字種場五四の一部、五九の一部、二〇六の一部、二一〇の一部、大字田子字下似田四一の一部、四二の一部、四三の一部、四四の一部、四七及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を大字田子字上似田に編入する。

大字田子字種場五四の一部、五九の一部、二〇六の一部、二一〇の一部、大字田子字堅田岩ノ脇八の一部、一〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地並びに大字田子字種場六二の八、六二の一に隣接する道路である国有地の全部を大字田子字下似田に編入する。

大字田子字下似田四の一部、五の一部、一六の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部を大字田子字堅田岩ノ脇に編入する。

大字田子字堅田岩ノ脇一の一部、大字田子字堅田下モ九の一部、九の二の一部、九の三、一〇の二の一部、一一の一から一一の四まで、一二の二、一四の一部、一五の一部、一六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を大字田子字堅田に編入する。

大字田子字堅田一の一、一の二、二の一の一部、二の三、大字田子字馬場三二の二から三二の四まで、三三及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部並

青森県知事 三 村 申 吾

びに大字田子字馬場二九に隣接する道路、水路である国有地の全部を大字田子字堅田下モに編入する。

大字田子字堅田下モ一の一部、二の一部、大字田子字馬場一八の一、二一の四、二五の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに大字田子字馬場一の五、五の一、五の二、六、七、八の一、八の二、九の一、九の二、一一、一三の一、一八の二、二七の一、二七の二、二九に隣接する道路、水路である国有地の全部を大字田子字馬場前田に編入する。

青森県告示第百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		指定年月日
			名称	所在地	
社会福祉法人五戸町社会福祉協議会	三戸郡五戸町字鍛冶屋達上三三六	訪問介護	倉石ヘルパーステーション	三戸郡五戸町大字倉石中市字幸神道前一五の四	平成一六・八・一
有限会社さくら	北津軽郡中里町大字中里字龜山七七七の二一六四	通所介護	デイサービスさくら	北津軽郡中里町大字中里字龜山七七七の二一六四	一六・三・二六
社会福祉法人五戸町社会福祉協議会	三戸郡五戸町字鍛冶屋達上三三六	"	五戸町デイサービスセンター	三戸郡五戸町大字倉石中市字幸神道前一五の四	一六・八・一
社会福祉法人さくら会	十和田市東二番町二の五〇	"	さくら荘デイサービスセンター	三戸郡五戸町大字倉石中市字新山平六四の一	"

社会福祉法人三恵会	下北郡大畑町大字大畑字大赤川二九の四	痴呆対応型共同生活介護	くろもりの郷	下北郡大畑町大字大畑字大赤川二九の四	二七・二一
-----------	--------------------	-------------	--------	--------------------	-------

青森県告示第百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	指 定 年 月 日
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所在地	
社会福祉法人五戸町社会福祉協議会	倉石居宅介護支援事業所	平成 一六・八・一
三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三三三六	三戸郡五戸町大字倉石中市字幸神道前一五の四	

青森県告示第百五号

平成十一年十二月一日青森県告示第七百八十号（青森県立保健大学の食堂施設及び売店施設の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「四十九万九千八百円」を「四十五万三千六百円」に、「二十三万千円」を「二十二万九千五百円」に改める。

青森県告示第百六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する種

畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により公表する。

平成十七年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 検査家畜の種類  
種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する馬
- 二 検査期日及び検査場所

検査期日	検査場所
平成一七・三・七	上北郡七戸町字原久保九五の二 諏訪豊蔵 畜舎

青森県告示第百七号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一六の一三から一六の一五まで、一〇の二九から二〇の一三二まで
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、清水頭地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十七年二月十六日

青森県知事 三村 申吾

出先機関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年二月十六日

三戸地方農林水産事務所長 奈良岡 修一

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事を完了年月日
鳩田地区基盤整備促進事業	南郷村	平成一六・三・一〇

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、淋代平土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年二月十六日

上北地方農林水産事務所長 岩淵 肇

役員別の区	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	蹴揚 兼雄	三沢市淋代二丁目一六の一六六三	平成一七・三・一就任
	小比類巻 石雄	大字三沢字園沢一八	
	角 武志	大津二丁目五八の一九〇	
	中屋敷力雄	六川目二丁目一〇一の九九〇	
	一戸 力蔵	六川目四丁目一〇七	
	中村 善治	細谷三丁目七三一	
	梅津 康義	五川目三丁目七三三の二	
	澤村栄治郎	五川目二丁目五七の八二	
	亀山 徳志	淋代三丁目三九三の二	
	堀内喜久一	細谷四丁目九九の九	
	高橋 和男	大津一丁目一二の二七五	
	田嶋 功一	六川目一丁目七七一	
	榎山 清勝	大津三丁目一二の二九〇	
	関川 昭雄	淋代三丁目三四六	
	岩間 悦男	〃 三四九の二	
	馬場 秋夫	根井二丁目一一五の一	
監事	神代 忠一	五川目一丁目二〇四	
	本間 弘	大字三沢字水筒四二の二二九	
	一戸 力蔵	六川目四丁目一〇七	一七・一・三退任
理事	澤村栄治郎	五川目二丁目五七の八二	
	角 武志	大津二丁目五八の一九〇	
	蹴揚 兼雄	淋代二丁目一六の一六六三	
	千葉兼太郎	大津一丁目一二の二八〇	
	中屋敷力雄	六川目二丁目一〇一の九九〇	
	中村 善治	細谷三丁目七三一	
	梅津 康義	五川目三丁目七三三の二	
	亀山 徳志	淋代三丁目三九三の二	
	浪岡 義美	〃 一四五の二七九	

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
小比類巻 石雄	堀内喜久一	高橋和男	田嶋功一	浪岡岩夫	神代忠一	北向日直	馬場秋夫	〃	〃
大字三沢字園沢一八	細谷四丁目九九の九	大津二丁目一二の二七五	六川目一丁目七七一	淋代二丁目二八六	五川目一丁目二〇四	大津三丁目一四四の三八	根井二丁目一五の一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年二月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 金澤五郎

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
工藤謹一政治活動後援会	工藤謹一	工藤与一	三戸郡南郷村大字中野字兎口二二の七	平成一七・一・四
川端一松後援会	手間本政信	酒谷成光	下北郡東通村大字小田野沢字畑浦一三	一七・一・七
住民投票を求める会	海老名徳太郎	工藤勝彦	南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田一三五	一七・一・七
新しい都市・青森をつくる会	柳谷章一	佐々木 彰造	青森市桂木四丁目六の三三	一七・一・二

加藤新吉後援会	平野一朗	高橋初彦	南津軽郡浪岡町大字浪岡字平野四一の四二	一七・一・四
三村申吾福地後援会	夏堀誠悦	夏堀文孝	三戸郡福地村大字吉米地字殿村二〇の三	一七・一・七
吉村忠男後援会	笹森千代治	葛西 諭	南津軽郡常盤村大字常盤字四宮本二一の一	一七・一・七
蛭沢喜代治後援会	蛭名省吾	中村力男	上北郡東北町字内蛭沢道ノ上一二六	一七・一・六
あすの常盤を語る会	古川秋教	三浦良一	南津軽郡常盤村大字福島字宮元八〇	一七・一・四
上條幸哉後援会	梨子秀信	対馬俊行	八戸市大字新井田字長塚二の三	一七・一・六

青森県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十七年二月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 金澤五郎

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党青森県歯科医師支部	主たる事務所の所在地	青森市青柳一丁目三の一	青森市青柳一丁目二の九	平成一六・三・七
公明党青森第三総支部	政治団体の名称	公明党青森第三総支部	公明党青森第二総支部	一七・一・二
公明党青森第二総支部	会計責任者	畠山 敬一	角田 久悦	一七・一・二
公明党青森第一総支部	政治団体の名称	公明党青森第一総支部	公明党青森第四総支部	一七・一・二

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届出月日
青森県社会保険労務士政治連盟	会計責任者	齋藤 博	新谷 登志雄	一七・一・三
北川政行後援会	会計責任者	北川 忠	北川 政行	一七・一・四
齊藤進後援会	代表者	寺山 多喜男	奥谷 義博	一七・一・三
赤木長義後援会	代表者	赤木 明子	赤木 昌子	一七・一・三
中村友信後援会	代表者	坂本 嘉隆	白浜 浩一	一七・一・二
古川健治後援会	主たる事務所の所在地	上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前九の二五	上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前八の二	一七・一・六
桜田博幸後援会	主たる事務所の所在地	和田市稲生町四の三七	和田市稲生町二の二二	平成一七・一・六
自由民主党深浦町支部	主たる事務所の所在地	西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九〇の二	西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九〇の三	一七・一・三
自由民主党平内町支部	代表者	森田 泰男	辻村 司朗	一七・一・三
自由民主党青森県港湾支部	代表者	前田 富幸	横山 昭雄	一七・一・三
公明党青森第四総支部	政治団体の名称	公明党青森第四総支部	公明党青森第三総支部	一七・一・二

政治団体の名称	代表者	解散年月日	届出年月日
川端一松後援会	二本柳 年甫		一七・一・二五
野坂とくじ後援会	野坂 篤司		一七・一・二五
鈴木孝雄後援会	南津軽郡田舎館村大字東光寺字稲田六の一	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中野一六の五	一七・一・一六
えと正樹後援会	渡会 功起	小林 慶美	一七・一・三

青森県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十七年二月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党青森県参議院選挙区第二支部	平成一六・二・三〇	平成一七・一・四

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
渡部毅後援会	平成一六・一〇・二九	平成一七・一・四
小笠原昌明後援会	一六・三・三	一七・一・五
泉谷和宏後援会	一六・三・三	一七・一・六
蛭沢喜代治を励ます会	一六・三・三〇	一七・一・三

成田克子後援会	一六・三・八	一七・一・三
うれしいまちづくり市民会議	一七・一・八	一七・一・四
加藤新吉後援会	一七・一・一〇	一七・一・四
新平和会	一六・三・三	一七・一・八
北川政行後援会	一六・五・三	一七・一・九
上村武之助後援会	一六・三・六	一七・一・一〇
上條幸哉後援会	一六・三・三	一七・一・六

青森県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年二月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
今博 (県議会議員)	博栄会	公職の種 類	県議会議員	五所川原市長	平成 一七・一・四

青森県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年二月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
平井 保光 (県議会議員)	新平和会	平井保光	下北郡風間浦村大字下 風呂字畑尻ノ下一二の 一	平成 一七・一・八
上村 武之助 (県議会議員)	上村武之助後援 会	上村 武之助	青森市大字荒川字柴田 一〇九	一七・一・一〇

正 誤

道 路 課

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペー ジ	行	誤	正
平成一七・二・七 第二四三七八号	告 示	第七五号	一	表 中	字源藤城	字源藤城

平成十六年 第二三三三三 号	発行年月日 番号									
選挙管理委員会 告示	区 分									
第三三三 号	番号									
八	ページ									
上	段									
表	行									
<table border="1"> <tr> <td>南英克後援会</td> <td>一六・一・一</td> <td>一六・二・九</td> </tr> <tr> <td>三上昭博と語る会</td> <td>一五・三・三</td> <td>一六・二・九</td> </tr> <tr> <td>永沢稔後援会</td> <td>一五・三・三</td> <td>一六・二・三</td> </tr> </table>	南英克後援会	一六・一・一	一六・二・九	三上昭博と語る会	一五・三・三	一六・二・九	永沢稔後援会	一五・三・三	一六・二・三	誤
南英克後援会	一六・一・一	一六・二・九								
三上昭博と語る会	一五・三・三	一六・二・九								
永沢稔後援会	一五・三・三	一六・二・三								
<table border="1"> <tr> <td>永沢稔後援会</td> <td>一五・三・三</td> <td>一六・二・三</td> </tr> </table>	永沢稔後援会	一五・三・三	一六・二・三	正						
永沢稔後援会	一五・三・三	一六・二・三								

選挙管理委員会事務局

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一  
銭